

別紙 26 利用料金の考え方について

1 総則

新県立体育館の利用に係る各種利用料金については、一部を除き、県が定める条例に規定する上限額の範囲内で、知事の承認を得て、P F I 事業者が定める。

P F I 事業者は、新県立体育館が公の施設であることを踏まえるとともに、自らが提供するサービス水準、近隣の同種施設などの状況を勘案し、「5 利用料金の概要」に示す額を上限額として、利用者が利用しやすい料金を 10 円単位で提案すること。

2 利用料金設定の対象

利用料金は、新県立体育館の施設、設備、備品等について設定する。対象は概ね次に掲げるとおりである。

- ・アリーナ
- ・体育館
- ・多目的室
- ・控室
- ・会議室
- ・体力測定室
- ・トレーニング室
- ・ウェイトリフティングスペース
- ・スイート・ラウンジ・バラエティ席エリア等
- ・駐車場
- ・上記のほか、新県立体育館の敷地・建物内スペース
- ・各種設備（映像、照明、音響、放送、空調、可動席、ロッカー、クライミングウォール等）
- ・一般備品

3 利用形態

各施設等の利用は、事前に予約した者が利用する「貸切利用」を原則とする。ただし、体育館については、事前予約が無い場合や P F I 事業者が予め定めた日時において、不特定多数の個人が同時に利用する「個人利用」も設定するほか、トレーニング室、体力測定室、クライミングウォールについては、個人利用を原則とする。

また、興行等で全館を貸し切って利用する場合の全館貸切の利用料金を設定する。

駐車場については、個人の利用に応じた料金を設定するほか、興行等の際に駐車場全体を貸切利用する料金も設定する。

4 収入の帰属等

各施設の利用に係る利用料金は、P F I 事業者の収入となる。ただし、飲食テナントスペースについては、テナントの選定を県が行うことなどを考慮し、県が使用料を徴収することとする。

種 別	収入の帰属	納入者	備 考
建屋内諸室 (貸切利用・個人利用)	P F I 事業者	利用者	アリーナ、体育館、多目的室、トレーニング室 等
設備			映像設備、空調設備 等
駐車場			第1駐車場、第2駐車場
一般備品			テーブル、椅子 等
飲食テナントスペース	県	利用者 (テナント入居者)	

備考 飲食テナントスペースの利用料金は、提案の対象としない。

5 利用料金の概要

(1) 利用区分

基本的な営業時間（9時から21時まで）を考慮し、アリーナ及び体育館は、次の区分毎に応じ利用料金を設定するものとする。

区分1	区分2	区分3	区分4
9時～13時	13時～17時	17時～21時	区分1～3以外 (時間外)

(2) アリーナの貸切利用

アリーナの利用料金は、次の表に掲げる料金を上限とする。

なお、1／2面利用を想定した提案も行うこと。

1) 入場料を徴収しない場合（競技フロアのみ利用）

1時間当たり（単位：円）

	アマチュアスポーツ		催 物	
	児童生徒	一般	平日	土日休日
9時～13時	1,250	2,640	10,520	12,560
13時～17時				
17時～21時				
時間外	2,360	4,910	19,790	23,820

2) 入場料を徴収しない場合（競技フロアと併せて一般観客席を利用）

1 時間当たり（単位：円）

	アマチュアスポーツ		催 物	
	児童生徒	一般	平日	土日休日
9 時～ 1 3 時	1, 900	4, 030	16, 080	19, 230
1 3 時～ 1 7 時				
1 7 時～ 2 1 時				
時間外	3, 610	7, 510	30, 260	36, 430

3) 入場料を徴収する場合（競技フロアのみ利用）

1 時間当たり（単位：円）

	アマチュアスポーツ		催 物			
	児童生徒	一般	営利目的以外		営利目的	
			平日	土日休日	平日	土日休日
9 時～ 1 3 時	2, 870	6, 070	18, 540	22, 240	37, 070	44, 490
1 3 時～ 1 7 時			23, 170	27, 810	46, 340	55, 610
1 7 時～ 2 1 時			27, 810	33, 370	55, 610	66, 730
時間外	5, 610	11, 770	40, 780	48, 890	81, 560	97, 970

4) 入場料を徴収する場合（競技フロアと併せて一般観客席を利用）

1 時間当たり（単位：円）

	アマチュアスポーツ		催 物			
	児童生徒	一般	営利目的以外		営利目的	
			平日	土日休日	平日	土日休日
9 時～ 1 3 時	4, 400	9, 270	28, 360	34, 020	56, 720	68, 080
1 3 時～ 1 7 時			35, 450	42, 540	70, 900	85, 090
1 7 時～ 2 1 時			42, 540	51, 070	85, 090	102, 090
時間外	8, 570	18, 030	62, 380	74, 800	124, 800	149, 870

(3) 体育館の貸切利用

体育館の利用料金は、次の表に掲げる料金を上限とする。

なお、1 / 2 面利用を想定した提案も行うこと。

1) 入場料を徴収しない場合

1 時間当たり (単位 : 円)

	アマチュアスポーツ		催 物	
	児童生徒	一般	平日	土日休日
9 時～ 1 3 時	840	1, 850	7, 170	8, 580
1 3 時～ 1 7 時				
1 7 時～ 2 1 時				
時間外	1, 650	3, 390	13, 450	16, 190

2) 入場料を徴収する場合

1 時間当たり (単位 : 円)

	アマチュアスポーツ		催 物			
	児童生徒	一般	営利目的以外		営利目的	
			平日	土日休日	平日	土日休日
9 時～ 1 3 時	1, 960	4, 140	12, 640	15, 160	25, 270	30, 320
1 3 時～ 1 7 時			15, 790	18, 950	31, 580	37, 900
1 7 時～ 2 1 時			18, 950	22, 740	37, 900	45, 480
時間外	3, 820	8, 020	27, 790	33, 320	55, 590	66, 760

(4) その他諸室の貸切利用

諸室の利用料金は、次の基準単価に当該諸室の面積を乗じて得た額を上限とする。

1) ウェイトトレーニングスペース

1 時間当たり m²単価 (単位 : 円)

主として児童生徒のために使用	主として児童生徒以外の者のために使用
4. 8	9. 6

2) 会議室

1 時間当たり (単位 : 円)

アマチュアスポーツ	催 物
300	450

3) その他諸室

1 時間当たり m²単価 (単位：円)

区 分	アマチュアスポーツ	催 物
多目的室、控室	9.6	14.4
スイート、ラウンジ、バラエティ席エリア	33.0	66.0

(5) 全館貸切利用

プロスポーツ興行や音楽イベント等の催物の際、全館（対象外あり）を貸し切って新県立体育館を利用する場合の全館貸切の利用料金は、次に掲げる額を上限とする。

1 日 1 2 時間につき (単位：円)

区 分	平 日	土日祝日
全館貸切	1,460,000	1,752,000

備考

- 1 全館貸切の対象は、アリーナ、体育館、その他諸室のほか、第1駐車場、物品販売等のスペース、照明設備、空調設備、映像設備（センターハングビジョン等）、音響設備、放送設備、可動席その他設備、一般備品等とする。
- 2 備考1にかかわらず、トレーニング室、体力測定室その他全館貸切とした場合施設管理上支障が生じる施設については、全館貸切の対象としない。
- 3 準備又は撤去のために使用する場合の利用料金は、この表に定める利用料金に1/2を乗じて得た額とする。
- 4 準備又は撤去は1時間単位で利用することができ、その場合の利用料金は、備考3により算出した額に1/12を乗じて得た額に時間数を乗じて得た額とする。
- 5 第2駐車場の貸切料金、持ち込み機器に係る電気料については、この表に定める利用料金とは別に支払うこととする。

(6) 個人利用

個人利用する場合の料金は、次に掲げる額を上限とする。なお、3)体力測定室については、利用料金の提案は認めない。

1) 体育館

1 回 4 時間当たり (単位：円)

小中学生	高校生・学生	一 般
100	250	500

※ アリーナでの個人利用は想定しない。

2) トレーニング室・ウェイトリフティングスペース・クライミングウォール

1回4時間当たり（単位：円）

小中学生	高校生・学生	一 般
100	250	500

3) 体力測定室

1人につき（単位：円）

区 分	児童生徒	一 般
体成分測定	160	320
健康体力測定	320	640
筋力測定	700	1,390

(7) 駐車場

駐車場の利用料金は、次に掲げる額を上限とする（個人利用に係る利用料金の提案は認めない。）。なお、駐車場の運営時間は、事業者が提案することができる。

乗用車1台当たり

区 分	個人利用	貸切利用
第1駐車場	駐車3時間を超える1時間当たり100円	1日（運営時間内）当たりそれぞれ200,000円（※）
第2駐車場		

※ 第1駐車場及び第2駐車場の駐車台数をそれぞれ200台と想定

備考

- 貸切利用とは、第1駐車場又は第2駐車場の全体をそれぞれ興行主等が貸し切って利用することをいう。
- 無断駐車抑制等の観点から、駐車場を無料とする提案は認めない。

(8) その他の設備等

設備の利用料金は、次に掲げる額を上限とする。なお、この表に掲げる設備以外に利用料金を設定する設備及びその利用料金の額を提案することができる。この場合において、この表に定める設備の水準や、既存の県有施設や近隣の同種施設等の状況、社会体育施設という性質を勘案し、利用者が利用しやすい料金とすること。

（単位：円）

区 分	アマチュアスポーツ	催 物	備 考
競技照明設備（アリーナ）	3,000	4,000	1時間当たり
競技照明設備（体育館）	600	800	1時間当たり
照明設備（多目的室、会議室等）	0.7	0.9	1㎡1時間当たり

空調設備（アリーナ）	3,500	4,600	1時間当たり
空調設備（体育館）	2,100	2,760	1時間当たり
空調設備（多目的室、会議室等）	1.8	2.2	1㎡1時間当たり
センターハングビジョン	50,000	100,000	1式1回当たり
リボンビジョン	50,000	100,000	1式1回当たり
可動席	44,000	88,000	1式1回当たり

備考 センターハングビジョン、リボンビジョン、可動席を興行の準備又は撤去に使用する場合は、この表に定める額に1/2を乗じて得た額とする。

(9) 持ち込み機器

施設利用者が機器を持ち込み、新県立体育館の電気を利用する場合は、当該機器の定格消費電力の合計1kWにつき事業者が提案する額を収受できることとする。なお、提案する額は、新県立体育館が供給を受ける電力に係る単価の最大の額を上限とする。

(10) 建物・土地

新県立体育館の建物（壁面を含む。）及び敷地の利用に係る利用料金は、次に掲げる額とする。

1日1㎡当たり（単位：円）

建 物	土 地
200	18

(11) その他

(1)から(10)までに定めるもののほか、一般備品に関する利用料金については、事業者が提案すること。この場合において、(1)から(10)までに定める利用料金の水準や、既存の県有施設や近隣の同種施設等の状況、社会体育施設という性質を勘案し、利用者が利用しやすい料金とすること。なお、競技用備品については、利用料金は設定しない。

6 利用料金の減免

次の基準の欄に該当する場合は、減免率の欄に定める率等に従い、利用料金を減免すること。

No.	基 準	減免率
1	日本スポーツ協会又は秋田県スポーツ協会に加盟している団体、若しくは秋田県高等学校野球連盟又は北東北大学野球連盟が主催、共催又は主管する全国大会・東北大会として使用する場合	全額（ただし、入場料等を徴収する場合を除く）
2	秋田県及び秋田県教育委員会が主催（実行委員会の構	全額

	成員となって共催する場合を含む) する大会、イベント、 会議又は職員の研修のために使用する場合	
3	県内の幼稚園（保育所）、小学校、中学校、義務教育学校、 高等学校及び特別支援学校（以下、学校等という）が、 教育課程（保育計画）に基づき学校等の教員（保育士） 引率のもとに学習するために使用する場合	全額
4	身体障害者手帳の交付を受けている者、精神障害者保健 福祉手帳の交付を受けている者及び療育手帳の交付を受けて いる者並びにこれらの者の介護を行う者が使用する場合	全額
5	秋田県内を本拠地とするプロスポーツクラブ等が試合会場 として使用する場合（全館貸切の利用に係る利用料金を適用 する場合を除く。）	1 / 2（ただし、営利を目的とする催物である ときの規定を適用する場合は 3 / 4）
6	国民体育大会に出場する選手が競技団体の主催する強化 練習のために使用する場合	全額
7	日本オリンピック委員会が「JOC・秋田県パートナー協 定書」に規定された諸事業のため、使用する場合	全額
8	秋田県認定健康経営優良法人が、団体活動として実施する スポーツ活動に使用する場合	全額

備考

- 1 減免の対象は、それぞれの利用に必要な最小限の施設、設備等とする。
- 2 空調設備の利用料金については、減免の対象としない。